

## 【地方分権改革について】

### 青山圭一議員質問要旨

地方分権改革に伴い、国から地方へ権限移譲が行われている。2014 年 5 月、地方分権改革を進めるための法律をまとめて改正する一括法が成立した。しかし、国から地方へ移譲する事務や権限は不十分であり、国から地方、道府県から基礎自治体への更なる大幅な権限移譲が必要である。

本県としては、これらの法律による国の取り組みをどのように受けとめ、国に対してどのような対応を行うのか。また、これまで本県が行ってきた事業について、市町村への移管状況はどのようになっているのか。今後の取り組みと併せて伺う。

### 黒岩祐治知事答弁要旨

国から県への権限移譲は、平成 20 年の地方分権改革推進委員会の勧告以来、地方分権改革の最重要課題であるにも関わらず、長年実現に至っていない。こうした中、第 4 次一括法により、初めて権限移譲が実現したことは、一歩前進と評価している。しかし、中身としては、全国知事会が国の出先機関が実施している 296 の事務を機関単位で一括りにして全て移譲するよう求めていたのに対し、第 4 次一括法では、事務事業単位で 50 の事務が移譲されただけであり、数の面でも内容の面でも不十分である。

そこで本県としては、更なる権限移譲を求めていくこととしている。その要望の仕方としては、2014 年度から国が地方自治体からの提案に基づき、権限移譲を検討する提案募集方式を導入したので、この制度を積極的に活用していく。その上で全国知事会や九都県市首脳会議などを通じ、他の地方自治体とも連携して国に強力に働きかけていく。

次に県から市町村への権限移譲についてである。国が一括法により全国的に実施した権限移譲では、これまでに 49 の法律にかかわる事務が市町村に移譲されているが、今回の第 4 次一括法で新たに 25 の法律にかかわる事務が移譲される。また、この法による全国一律の移譲に加え、本県は地方自治法の事務処理特例制度を活用して、62 法律、20 条例にかかる 1222 の事務を独自に市町村へ移譲しており、全国的にも取り組みが進んでいる都道府県の一つになっている。これは全国に先駆けて、平成 8 年度から県と市町村が対等の立場で協議をする場を設け、積極的に権限移譲を推進してきた結果である。

県としては、今後とも市町村との協議の場を活用しながら連携・協調を基本とし、更なる権限移譲の取り組みを進めていく。

## 青山圭一議員再質問要旨


知事は九都県市首脳会議の座長として、首都圏を取りまとめる立場である。地方分権については、地方と国との戦いであり、いかに権限・財源を移譲させるかが重要である。知事は国に対し、これから更なる権限移譲を求めていく考えであり、新たに提案募集方式も活用していくとの回答を得た。その内容は具体的にどういうものなのか伺う。

## 黒岩祐治知事答弁要旨

平成 22 年 7 月に全国知事会が提言したとおり、本県は、国の出先機関が実施している 296 の事務を機関単位で一括りにして移譲することが基本だと考えている。その中でも昨年 9 月に地方分権改革推進本部が決定した「当面の方針」において、各府省自らが権限移譲の対象とした 100 の事務のうち、今回の一括法で措置されなかった残りの事務の移譲を早急に再検討すべきである。この中には、地方が以前から強く移譲を求めていたハローワーク、直轄国道・河川に関する事務などが含まれる。これらについて早急に移譲するよう、他の自治体とも連携して国に求めていく。

## 青山圭一プロフィール

1966 年生まれ	川崎市立千代ヶ丘小学校卒業、柿生中学校卒業
	神奈川県立生田高等学校卒業、中央大学法学部卒業、会計事務所勤務
平成 6 年 4 月	衆議院議員 公設第二秘書、平成 11 年 4 月川崎市議会議員初当選
平成 15 年 4 月	川崎市議会議員 2 期目当選、平成 19 年 4 月川崎市議会議員 3 期目当選
平成 23 年 4 月	神奈川県議会議員初当選
神奈川県議会	県民企業常任委員会委員、議会運営委員会委員
川崎市議会	川崎市議会運営委員会委員長、総務委員会委員長
政党・団体	民主党神奈川県第 9 区総支部幹事長、生田ライオンズクラブ会員
趣味	野球・水泳・少林寺拳法・将棋



県政についてご意見、ご要望等お気軽にご連絡下さい。

青山圭一事務所 214 - 0038 多摩区生田 7-6-11-2

電話 044-930-1357

FAX 044-930-1358